建設

1 4 💥 5 💥 3 💥 5 4 1 1 3 💥 号番 す関流 を改正する法律案金の貸付けに関する法律の一部金の貸付けに関する法律の一部 正する法律案
阪神高速道路公団法の一部を改 件 特定優良賃貸住宅の供給の促進 一部を改正する法律案産業開発道路整備臨時措置法の産業開発道路整備臨時措置法の に関する法律案 る法律案は通業務市 の街 一地 部を改備 名 正に 衆 院議先 " " 1 参 月提出 Ħ, = $\vec{\ }$ Ξ 九 九 九 九 付委 託会 Æ, 参 Ξ, 二、 四 Ξ **多三** 一六 乯 一六 乯 九 九 議委員会 可 可 可 可 可 Æ, 可三元 四 Ŧ, 四 四 議 = 決 決 決 決 八 五 議本会議 可 可 可 可 ΞĘ 可三元 四 四 四 Ŧ, 院 一天 決 決 決 決 四 九 付委員会 五、 衆 Ξ ∹ ∹ -0 Ŧ 퐀 九 ル 議 委員会 可 可 可 可 可 Ŧ, 可三二云 四 四 四 議 Ą 四四 一六 決 決 決 決 九 議 決議 五 耳 可 可 可 可 三 三 三 三 四 四 四 ΞĘ 院 <u>=</u> 一八 決 決 決 決 衆本会議趣 三、二六 二、二六 備 考

(注) ※は予算関係法律案

· 内閣提出法律案 (五件)〇建 設委員(会

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法

の一部を改正する法律案(閣法第三号)

要旨

の主な内容は次のとおりである。 - 等道路の整備に関し必要な措置を講じようとするものであり、そめ、平成五年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成 - の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するた - 本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全 | -

一、平成五年度を初年度とする道路整備五箇年計画を策定するこ

委員長報告

ただいま議題となりました道路整備緊急措置法及び奥地等産業

路の整備に関し必要な措置を講じようとするものであります。成、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限の延長等、道め、平成五年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画の作の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するた建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、開発道路

の詳細は会議録によって御承知願います。高速道路の採算性確保方策等について質疑が行われましたが、そための財源措置、五カ年計画における交通安全対策、渋滞対策、委員会におきましては、第十一次道路整備五カ年計画の実施の

た。 なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしまし

以上、御報告申し上げます。

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案(閣法第一三

号

罗兰目

員に関する規定等を整備しようとするものである。経済的社会的に密接な関係がある地域等を追加するとともに、役て、新たに京都市の区域のうち大阪市及び神戸市の区域と自然的び増進に資するため、阪神高速道路公団が業務を行う地域とし本法律案は、自動車交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及

委員長報告

を御報告申し上げます。 る法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果だいま議題となりました阪神高速道路公団法の一部を改正す一

に、役員に関する規定等を整備しようとするものであります。一がある地域等において業務を行うことができることとするととも大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的、社会的に密接な関係び増進に資するため、阪神高速道路公団が、京都市の区域のうち本法律案は、自動車交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及

よって御承知願います。への配慮等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に性、阪神高速道路公団を事業主体とする理由、生活環境及び景観委員会におきましては、京都市における都市高速道路の必要

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしまして上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法

以上、御報告申し上げます。

部を改正する法律案(閣法第一四号)土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の

安旨

の主な内容は次のとおりである。
の主な内容は次のとおりである。
の首付けを行うこととする等の措置を講じようとするもので、そに対する資金の貸付けに関する制度を改善し、都市開発資金によて、住宅先行建設区制度を創設するとともに、土地区画整理組合及び住宅地の供給を促進するために、土地区画整理事業についる主な内容は次のとおりである。

換地を認めることとする。 先行建設区を事業計画に定め、住宅先行建設区への申出による業について、住宅を先行して建設すべき土地の区域として住宅新たに住宅市街地を造成することを目的とする土地区画整理事一、土地区画整理法において、住宅の需要の著しい地域において

二、都市開発資金の貸付けに関する法律において、国は、土地区 |

の貸付けに必要な資金を貸し付けることができることとする。金を貸し付ける場合に、当該都道府県又は指定都市に対してそ市が土地区画整理組合等に対して土地区画整理事業に関する資宅及び住宅地の円滑な供給に資するため、都道府県又は指定都画整理事業による健全な住宅市街地の造成を促進し、もって住

委員長報告

の措置を講じようとするものであります。

一文画整理組合に対する資金の貸し付けに関する制度を改善する等と、土地区画整理事業を推進して住宅市街地の造成の委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

「という。」では、土地区画整理事業を推進して住宅市街地の造成の委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

「の措置を講じようとするものであります。

律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしまして上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表しが行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。係、事業完了地区内の未利用地の有効利用の促進等について質疑委員会におきましては、住宅先行建設区制度と照応の原則の関

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしまし

た。

以上、御報告申し上げます。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(閣法第一五

要旨

号

とおりである。とおりである。とおりであるとを目的とするものであって、その主な内容は次の良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、国民生活の安定と福祉の増進良な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優本法律案は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好

一、民間の土地所有者等による優良な賃貸住宅の供給

ができる。 宅の供給計画を作成し、都道府県知事の認定を申請すること1 民間の土地所有者等は、中堅所得者等を対象とする賃貸住

きる。 適合するものであるときは、供給計画の認定をすることがで2 都道府県知事は、賃貸住宅が規模、構造に関する基準等に

3 国及び地方公共団体は、認定を受けた供給計画に係る賃貸

成等をすることができる。住宅について、建設費に対する助成、家賃の減額のための助

の取消し等をすることができる。
貸住宅の建設及び管理のため、報告の徴収、改善命令、認定4 都道府県知事は、認定を受けた供給計画に従った適正な賃

家賃の減額のための助成等をすることができる。こととし、国は当該地方公共団体に対し建設費に対する助成、地方公共団体は、必要に応じて優良な賃貸住宅の建設を行う二、地方公共団体による優良な賃貸住宅の供給

委員長報告

果を御報告申し上げます。
する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結っただいま議題となりました特定優良賃貸住宅の供給の促進に関

とおりであります。

に寄与することを目的とするものであって、その主な内容は次の良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、国民生活の安定と福祉の増進良な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優々本法律案は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好

宅の供給計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することがで第一に、賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者は、賃貸住

基準等に適合するものであるときは、供給計画の認定をすることきることとし、都道府県知事は、賃貸住宅が規模、構造に関する

賃貸住宅について、その建設及び家賃の減額の措置に対して助成第二に、国及び地方公共団体は、認定を受けた供給計画に係るができることとしております。

な賃貸住宅の建設及び管理のため、報告の徴収、改善命令、認定第三に、都道府県知事は、認定を受けた供給計画に従った適正等をすることができることとしております。

の取り消し等をすることができることとしております。

とができることとしております。共団体に対し建設及び家賃の減額の措置に対して助成等をするこは、その建設に努めなければならないこととし、国は当該地方公第四に、地方公共団体は、優良な賃貸住宅が不足している場合

が、その詳細は会議録によって御承知願います。内容、住宅基本法制定の必要性等について質疑が行われました委員会におきましては、居住水準向上の目標、家賃対策補助の

どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案

た。
なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしまし

以上、御報告申し上げます。

(閣法第五四号)

要旨

する基本方針を策定することとする。し、これに基づき、都道府県知事が、流通業務施設の整備に関ニ、主務大臣は、流通業務施設の整備に関する基本指針を策定一、流通業務市街地の整備の対象都市を拡大することとする。

和することとする。 三、流通業務地区内に建設することができる施設の立地規制を緩

に係る債務保証等の助成策を講ずることとする。 業を行う者に対し、産業基盤整備基金による事業資金の借入れ『、流通業務地区内における流通業務の効率化に資する一定の事

委員長報告

の経過及び結果を御報告申し上げます。の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査

機能の向上及び道路交通の円滑化を図ろうとするものでありま都市を含めて、流通業務市街地の整備を推進することにより流通地の広域化、物流形態の多様化・高度化等に対応するため、地方本法律案は、近年の貨物自動車交通の増加、物流関連施設の立

います。
います。
いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願率化基盤整備事業の概要、物流に占める鉄道の果たす役割等につ委員会におきましては、基本方針策定権限の委譲、流通業務効

た。 なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしまし

以上、御報告申し上げます。